

石川県性的指向及び性同一性の多様性に関する 県民の理解の増進に関する条例（仮称）及び 石川県パートナーシップ宣誓制度（仮称）について

1 性的マイノリティを取り巻く状況

- 現在、人口の **1割弱** が性的マイノリティと言われている。

（電通「LGBTQ+調査2020」では8.9%が該当）

※性的マイノリティ

性的指向（恋愛・性愛の対象）が異性に限らない人や、
性同一性（自己の性別についての認識）が生物学的な性と異なる人

L：レスビアン（女性の同性愛者）

G：ゲイ（男性の同性愛者）

B：バイセクシャル（両性愛者）

T：トランスジェンダー

（生物学的な性（体の性）と性同一性が一致しない者）

Q：クエスチョニング

（性的指向・性同一性がはっきりしない、決められない者）

LGBTQ

（代表的な性的マイノリティの
頭文字を並べたもの）

※LGBTQのほか、アセクシャル（だれに対しても恋愛・性愛感情を持たない人）、アロマンティック（だれに対しても恋愛感情を持たない人）、エックスジェンダー（男性・女性のいずれかとは明確に認識していない人）など、様々なセクシュアリティがある。（LGBTQ+等とも呼ばれる）

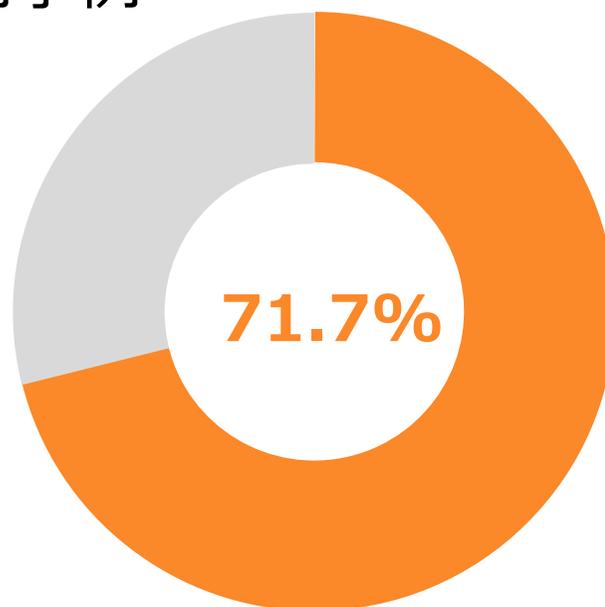
●性的マイノリティの当事者は、**日常生活**において**様々な困難**がある。

【困難の事例】（大阪府人権施策推進審議会 当事者等への現状・課題等に関するヒアリング(H31)より）

- ・性的マイノリティであると知られることで、**家族関係が悪化した**
- ・学校や職場などの公共空間で**トイレを使用しづらい**
（トランスジェンダーにとっては、男性用・女性用どちらのトイレにも行きにくい）
- ・**病院の受診を控える**（周囲から奇異の目で見られることへの不安）
- ・意図しない**暴露（アウティング）**により、**自死**に追い込まれる
- ・**住まいの確保が困難**（大家や不動産会社に入居を拒否される）
- ・**解雇や内定取り消し**など深刻な差別事例

【参考】

職場や学校でLGBTに対する
差別的な発言を
聞いたことがある当事者
（有効回答数 15,064人）



- 当事者が抱える現状や課題は多種多様であり、**当事者支援**の取り組みが必要である一方、**県民への理解増進**については必ずしも進んでいない。

【参考】

- ・日本で同性愛を「**認められる**」と答えた人の割合
55%（「**認められない**」 **36%**）

（日本経済新聞 2021年8月26日記事より）

- ・金沢市民で、「関心のある人権問題」として、
性的マイノリティの人権問題を挙げた人の割合
28.9%（女性の人権問題に関心：49.3%）

（R4.3 金沢市「人権問題に関する市民意識調査」より）

- ・「近所の人が同性愛者だったら嫌悪感を抱くか」の質問に
「抱く」「どちらかといえば抱く」と回答した人の割合
北陸地方：61.5%（全国平均：41.5%）

（広島修道大学 河口和也教授「性的マイノリティについての意識 2015年全国調査」より）

2 国の動き

- 平成16年

- ・「**性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律**」が施行
⇒性同一性障害者のうち、下記のいずれにも該当し、家庭裁判所に認められた者は、戸籍上の性別記載を変更することができる。

<性別の取扱いの変更要件>

- ① 18歳以上
- ② 現に婚姻をしていないこと
- ③ 現に未成年の子がいないこと
- ④ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
- ⑤ 身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

※一般的に、「性同一性」と同義的な表現として、「性自認」という表現も使われているが、現行法律上使用されているのは、「性同一性」である。

- 令和3年度
 - ・超党派の「**LGBTに関する課題を考える議員連盟**」が**理解増進法案**の提出を目指す
 - ⇒自民党内で、「差別は許されない」といった文言について、「差別の範囲が明確でない」「急激な社会変化と混乱を招く」などとして、**国会提出見送り**
- 令和5年2月
 - ・岸田首相から、**理解増進法案の国会提出**について指示があり、「**LGBTに関する課題を考える議員連盟**」**総会**開催
 - ⇒総会にて「(5月の)**G7サミットまでに成立させたい**」方針を確認

3 現状のまとめ

- ①性的マイノリティ当事者を支援する必要がある一方で、
県民全体の多様な性への理解は必ずしも進んでいない。
- ②現在、国においても多様性を認め合い、包摂性に富んだ社会を作る方針のもと、性的マイノリティに対する理解増進法案の制定に向けた検討を行っているが、法案成立には至っていない。
- ③こうした状況下で、多様性を認め合う寛容な社会を作り、幸福度日本一を目指す本県として、理解増進を行うとともに、当事者の支援に向けた取り組みをいち早く推進していく必要がある。

・県民への理解増進のため

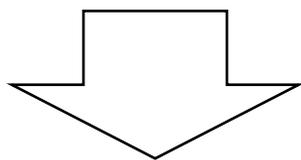
「石川県性的指向及び性同一性の多様性に関する県民の理解の増進に関する条例（仮称）」を制定

・当事者支援のため

「石川県パートナーシップ宣誓制度（仮称）」を創設

4 条例案が目指すもの

- 性的指向及び性同一性の多様性に関する理解の増進に関し、**基本理念を定める。**
- 県および市町、県民、事業者等の**責務・役割を明らかにする。**
- 性的指向・性同一性の多様性に関する県民の**理解の増進に関する施策を推進する。**



性的指向・性同一性を理由とする不当な差別はあってはならないとの認識の下に、多様性を認め合う寛容な社会の実現を目指す。

5 石川県パートナーシップ宣誓制度（仮称）が目指すもの

（1）対象

双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者。

（2）手続（原則オンライン）

- ・当事者から**宣誓書**を受け付ける
- ・宣誓書の内容を確認のうえ、**受領証**（受理証明書）を交付

（3）受領証による効果

県が提供する行政サービスにおいて、運用上、夫婦同様の取り扱いを認める

＜提供する行政サービスの例＞ ※他県事例より

- ・県営住宅への入居
（入居申込時の同居親族要件にパートナーも含める）
- ・県立病院での面会・病状説明等
（パートナーも親族と同様に面会・病状説明等を受けられる）

【受領証（イメージ）】



石川県
パートナーシップ宣誓書受領証

石川県パートナーシップ宣誓制度実施規則の規定に基づき、パートナーシップ宣誓書の提出を受けましたので、本証を交付します。

【本人】 様 【パートナー】 様

 令和 年 月 日
石川県知事 馳 浩 (公印)

※婚姻制度とは異なり、法的な効果は発生しない。

6 検討スケジュール

- | | |
|----------|---------------------------|
| 令和5年5月中旬 | 第1回有識者会議の開催（現状の整理等） |
| 6月頃 | 第2回有識者会議の開催（条例案の検討①） |
| 7月頃 | 第3回有識者会議の開催（条例案の検討②） |
| 8月頃 | パブリックコメント実施 |
| 9月 | 令和5年第3回県議会定例会にて
条例案を提案 |

(参考) 他県及び県内市町の状況

<他県状況>

- 性の多様性に関して個別条例を制定 **3府県** (R5.4現在)
大阪府、三重県、埼玉県

都府県名	条例名	制定
大阪府	大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例	令和元年10月
三重県	性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例	令和3年4月
埼玉県	埼玉県性の多様性を尊重した社会づくり条例	令和4年7月

- パートナーシップ宣誓制度を実施 **12都府県** (R5.4現在)
茨城県、大阪府、群馬県、佐賀県、三重県、青森県、秋田県、福岡県、栃木県、東京都、静岡県、富山県

<県内市町状況>

● **パートナーシップ宣誓制度を実施** **3市** (R5.4現在)

金沢市 (R3.7開始)

白山市 (R3.12開始)

野々市市 (R4.12開始)

※上記のほか、かほく市、津幡町で制度実施に向けた検討を開始

【県内市町におけるパートナーシップ宣誓制度の内容】

- ・市営住宅への入居
- ・市立病院への入院、医療に関する同意